

2018年5月10日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## 米国適格仲介人制度(QI) QI定期検証及びIRS宛て 宣誓にかかるアップデート 情報

### EY税理士法人 タックス・アラート・ライブラリー

EY税理士法人が発行したは、下記サイト  
からご覧になれます。

[www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html](http://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html)

米国時間2018年5月4日、米国IRSはQIポータルサイト上においてQI責任者(レスポンシブルオフィサー、以下「RO」)による宣誓が可能になったことを公表しました。

すでにご案内のとおり、2014年以前にQIとして登録済みの金融機関は、今回の宣誓対象期間である2015年から2017年の3年間のいずれか1年を定期検証の対象年度として選択する必要があります。

IRS宛て宣誓の期日は、選択をした年により、以下の通り定められております。

- ▶ 2015年あるいは2016年を選択する場合: 2018年9月1日
- ▶ 2017年を選択する場合: 2019年3月1日

今回公表のガイダンスによれば、すべてのQIは、2018年8月31日までに宣誓期間における定期検証対象年度を選択することとなっています。

また、QIが定期検証の免除申請を行う場合、ポータルサイト上、定期検証対象年度として2015年を選択し、必要な質問に回答した上で、免除申請書を提出する必要があります。\*

免除申請書の提出後、IRSは当該申請が承認されたか否かについて、各QIに通知するとしています。

\* 免除申請が承認された場合においても、QI制度遵守にかかる内部統制の有効性についての宣誓は必要となることにご留意ください。

免除申請が却下された場合、却下された日から6カ月以内に定期検証を実施し、再度ROIによるIRS宛て宣誓を実施することが求められます。

なお、免除申請が却下されたQIIは、定期検証の対象年度として2015年以外の年を選択する場合、QIIはIRSの担当部署 ([ibi.fi.qiwpissues@irs.gov](mailto:ibi.fi.qiwpissues@irs.gov)) に対し、その旨の通知を行うことが求められています。

QIである金融機関におかれましては、QIポータルサイトの登録情報が最新のものであることを確認し、内部統制の有効性にかかる確認・定期検証・免除申請について適時に完了できるよう時間的余裕をもってご準備いただくことが肝要となります。

#### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部  
[tax.marketing@jp.ey.com](mailto:tax.marketing@jp.ey.com)

#### EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

##### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

##### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180510

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)